

	芦北町 苓北町	平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 9 月 14 日まで 平成 19 年 9 月 10 日から平成 19 年 9 月 14 日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市、美里町及 び山都町 荒尾市 菊池市 大津町 阿蘇市及び 阿蘇郡内全域	平成 19 年 8 月 20 日から平成 19 年 8 月 24 日まで 平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 26 日まで 平成 19 年 8 月 20 日から平成 19 年 9 月 21 日まで 平成 19 年 9 月 25 日から平成 19 年 10 月 5 日まで 平成 19 年 10 月 9 日から平成 19 年 10 月 19 日まで 平成 19 年 4 月 2 日から平成 19 年 8 月 31 日まで
ふそ病検査	八代市 山鹿市 阿蘇市及び阿蘇郡 内全域 錦町 " 球磨村 人吉市	平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 平成 19 年 7 月 9 日から平成 19 年 8 月 10 日まで 平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 6 月 29 日まで 平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 11 月 30 日まで 平成 19 年 4 月 23 日から平成 19 年 4 月 27 日まで 平成 20 年 3 月 10 日から平成 20 年 3 月 14 日まで 平成 19 年 5 月 7 日から平成 19 年 5 月 11 日まで 平成 19 年 10 月 22 日から平成 19 年 10 月 26 日まで
ひな白痢検査	山鹿市及び南関町 錦町	平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日まで 平成 19 年 10 月 22 日から平成 19 年 10 月 26 日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範囲	摘要
ブルセラ病、結核病及び ヨーネ病検査	実施区域内で飼養されている乳用牛及 び同居牛	疾病その他の理由により家畜防疫員 が必要と認めたものについては、検 査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養され、転飼されるみ つ蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼 養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	生前に中枢神経異常あるいは起立困難 又は起立不能を呈し家畜保健衛生所長 が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特 別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出の 対象となる牛 ただし、同条第 2 項ただし書に該当す る場合を除く。 月齢又は推定年齢が満 12 月以上で死 亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (6) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (7) 牛における伝達性海綿状脳症検査は、酵素免疫測定法により判定する。めん羊又は山羊においては、独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由がある時は、実施区域及び期日を変更することがあ

る。

熊本県告示第 277 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として、平成 19 年 3 月 16 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	絶倫美女（新東宝） 娘とママ あぶない女遊録（オーピー） ふしだらな女 真昼に濡れる（新東宝） 生撮り 一度は見たい、分娩室（新日本） 監獄のエロス 囚われた肉体（オーピー） 痴漢電車 濡れ初めは夢心地（オーピー） 若妻 しげみの奥まで（新東宝） 悩殺若女将 色っぽい腰つき（オーピー） 痴漢と覗き むちむちパンティ（新日本） 義母の告白 禁断の絶頂 5 秒前（新日本） 情婦はセーラー服（日活） おさわりサロン パンティのシミ（新東宝） 昭和の女 団地に棲む人妻たち（新日本） 社長夫人と愛人秘書入れ狂い（新東宝） 四十路の奥さん痴漢に濡れて（オーピー） 女新入社員 5 時から 9 時まで（日活） おしゃぶり天国 汚れた唇（オーピー） 春画夫婦の秘かな愉しみ（新日本） 人妻痴戯夫の前で（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 278 号

熊本県土地利用基本計画（昭和 50 年熊本県告示第 537 号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
八代都市地域	八代市	33 ヘクタールの拡大	現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要があるため。
南阿蘇農業地域	南阿蘇村	8 ヘクタールの拡大	周辺の農業地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため。
菊池森林地域	菊池市	4 ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
宇城森林地域	宇城市	5 ヘクタールの縮小	同上
錦森林地域	錦町	2 ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
 熊本県地域振興部地域政策課（県庁本館 6 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

公 告

熊本県公告第 258 号

平成 19 年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 目的

この計画は、平成 15 年 7 月 30 日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤原料血漿を確保するため、平成 19 年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い 400 ミリリットル献血及び成分献血を県、市町村、熊本県赤十字血液センター、関係機関等が連携して一層の推進を図ることを目的として策定する。

2 計画の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 平成 19 年度献血目標

(1) 平成 19 年度熊本県で必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量

ア 輸血用血液製剤製造見込み数：257,082 単位※（昨年度：268,143 単位）

イ 原料血漿確保目標量：14,073L（昨年度：13,863L）

※単位：200mL 献血由来を 1 単位として換算

(2) 平成 19 年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量 (L)	献血者数 (人)
200mL 献血		520	2,600
400mL 献血		21,040	52,600
成分 献血	血漿成分献血	2,710	6,200
	血小板成分献血	4,680	11,700
総 数		28,950	73,100

4 献血血液目標量を確保するために必要な措置

(1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等

夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得てキャンペーン等を展開する。特に、400 ミリリットル献血と成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。

ア キャンペーンの実施

- ・愛の血液助け合い運動（7, 8 月）
- ・学生献血クリスマスキャンペーン（12 月）
- ・はたちの献血キャンペーン（1, 2 月）
- ・春の献血キャンペーン（3, 4 月）

イ 移動献血ギャラリーの開催（県内 6 か所程度）

ウ パンフレット・啓発グッズの作成配布

各種イベント等での啓発用資材としてパンフレット等を作成し、活用する。

- ・学生献血推進協議会
- ・学園祭ギャラリー
- ・複数回献血者
- ・移動献血ギャラリー

エ 広報活動

- ・大型ビジョン、テレビ、ラジオ等での広報
- ・ホームページ、市町村広報誌等での広報

(2) 学校現場での若年層向け献血対策

将来にわたって安定的に血液製剤を供給していく体制を築くため、小・中・高等学校等での啓発グッズ、資料を活用した献血思想の普及を行う。

(3) 献血推進組織の育成

ア 市町村献血推進協議会の指導・育成

イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催

ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等

エ 献血協力団体等に対する知事表彰の実施

5 血液不足等緊急事態における献血の確保

輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を取りながら必要に応じて、注意報の発令や緊急献血等の各種対策を実施する。

6 災害時における献血の確保

地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。

(1) 九州ブロック血液センター間の相互供給による速やかな血液の供給

(2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練

- (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県とNHKで協定）
- 7 その他献血推進に関する事項
- (1) 献血受付時の次回協力者確保
献血受付時に献血申込書の確認事項により「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を取り、季節的あるいは血液型別の血液不足時に協力依頼を行う。
- (2) 採血の実施
- 日赤プラザ献血ルーム（熊本県赤十字血液センター）
（所在地）熊本市長嶺南二丁目1番1号 電話：096-384-2111（代表電話）
（受付時間）
- ・全血献血：午前8時30分から午前11時50分まで
午後1時から午後4時50分まで
 - ・成分献血：午前8時30分から午前11時まで
午後1時から午後4時まで
- ※土曜日は、昼休みなしで実施
（定休日）日曜日及び祝祭日（ただし、土曜日が祝祭日の場合は平常どおり。）
- 下通り献血ルーム
（所在地）熊本市下通一丁目8番29号 電話：096-325-9218
（受付時間）
- ・全血献血：午前10時から午後0時50分まで
午後2時から午後5時50分まで
 - ・成分献血：午前10時から正午まで
午後2時から午後5時まで
- ※土曜日は、日曜日及び祝祭日は、昼休みなしで実施
（定休日）金曜日（ただし、金曜日が祝祭日の場合は平常どおり。）
- 移動採血車（5台）
年間計画により県内各地へ配車

熊本県公告第259号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請年月日
平成19年3月3日
- 2 名称
NPO 法人ばらん家
- 3 代表者の氏名
松原 久美子
- 4 主たる事務所の所在地
葦北郡芦北町大字丸山467番1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者等に関する正しい知識の普及啓発及び障害者及びその家族等への社会的な生活支援に関する事業等を行い、医療と福祉の連携を図り、障害者及び家族等の自立とQOLの向上を目指すことを目的とする。

熊本県公告第260号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請年月日
平成19年3月8日
- 2 名称
NPO 法人創幸
- 3 代表者の氏名
松崎 幸子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市九品寺三丁目17番24号九品寺M・IIビル1階
- 5 定款に記載された目的
この法人は、助け合いの精神に基づいて、住み慣れた地域社会で自立した生活を送る事が困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保ちながら福祉サービスに関する事業を行う事を通じて、健康で安心して暮らす事の出来る地域社会の建設に努力する事によって、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 261 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 3 月 9 日
- 2 名称
NPO 法人事務サービス
- 3 代表者の氏名
江崎 智見
- 4 主たる事務所の所在地
上益城郡益城町田原 2081 番地 28 テクノリサーチパーク KSK ビル内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者や寡婦、高齢者等と事務の専門家が相互扶助することにより各人の職業能力を開発し、個人や団体に対して専門的かつ高度な事務代行に関する事業を IT や宅急便を利用して提供することにより障害者や寡婦、高齢者の社会参加と自立を支援し、経済活動の活性化を図り広く公益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 262 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 3 月 9 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ライフケア
- 3 代表者の氏名
山中 重子
- 4 主たる事務所の所在地
玉名市滑石 2307 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び地域住民に対して、保健福祉に関する事業を行い、地域の活性化及びその発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 263 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 4 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（志岐地区排水路 4 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 27 日から平成 19 年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 264 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営苓北二期地区（志岐地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 27 日から平成 19 年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 265 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 6 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（志岐地区排水路 6 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 27 日から平成 19 年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 266 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（富岡地区排水路 1 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（富岡地区排水路 1 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 27 日から平成 19 年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 267 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	大道（大作山工区農道 8 号線）	平成 18 年 1 月 4 日	平成 18 年 3 月 24 日	上天草市
農業用道路	大道（大作山工区農道 9 号線）	平成 18 年 1 月 4 日	平成 18 年 3 月 24 日	上天草市

登 載 依 頼

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 26 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 5 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (熊本県立学校管理規則の一部改正)

第 1 条 熊本県立学校管理規則 (昭和 32 年熊本県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 を削る。

第 3 条第 4 項、第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 4 第 1 項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第 2 条 学校教育法施行細則 (昭和 33 年熊本県教育委員会規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第 11 条の見出し中「盲者」を「視覚障害者」に改め、同条中「盲者」を「視覚障害者」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別記第 5 号様式及び別記第 5 号様式の 2 中「(盲・聾・養護) 学校」を「特別支援学校」に改める。

別記第 6 号様式中「(盲・聾・養護)」を削り、「盲者・聾者」を「視覚障害者・聴覚障害者」に改める。

(熊本県立特殊教育学校の部・科、学科及び修業年限に関する規則の一部改正)

第 3 条 熊本県立特殊教育学校の部・科、学科及び修業年限に関する規則 (昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則

第 1 条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校 (以下「熊本県立特殊教育学校」という。) の部・科、学科」を「特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育」に改める。

第 2 条及び第 3 条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 熊本県立特別支援学校が行う教育については別表のとおりとする。

別表中

学 校
熊本県立盲学校
熊本県立熊本聾学校
熊本県立ひのくに高等養護学校
熊本県立熊本養護学校
熊本県立松橋西養護学校
熊本県立松橋養護学校
熊本県立松橋東養護学校
熊本県立荒尾養護学校
熊本県立大津養護学校
熊本県立菊池養護学校
熊本県立黒石原養護学校
熊本県立小国養護学校
熊本県立芦北養護学校
熊本県立球磨養護学校
熊本県立天草養護学校
熊本県立苓北養護学校

を

学 校	当該学校が行う教育
熊本県立盲学校	視覚障害者に対する教育
熊本県立熊本聾学校	聴覚障害者に対する教育
熊本県立ひのくに高等養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立熊本養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立松橋西養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立松橋養護学校	肢体不自由者に対する教育
熊本県立松橋東養護学校	肢体不自由者に対する教育
熊本県立荒尾養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立大津養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立菊池養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立黒石原養護学校	病弱者に対する教育
熊本県立小国養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立芦北養護学校	肢体不自由者に対する教育
熊本県立球磨養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立天草養護学校	知的障害者に対する教育
熊本県立苓北養護学校	肢体不自由者に対する教育

に改める。

(熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第 4 条 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則 (昭和 45 年熊本県

教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第7条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月26日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

熊本県立特殊教育学校学則(昭和41年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県立特別支援学校学則

第1条中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育学校」という。)」を「特別支援学校」に改める。

第2条の見出し中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に、「昭和22年法律第25号」を「平成18年法律第120号」に、「盲者(強度の弱視者を含む。)、聾者(強度の難聴者を含む。)」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改め、「病弱者」の次に「(身体虚弱者を含む。)」を加え、「施し、あわせてその欠陥を補うために」を「施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」に改める。

第3条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第4条の見出し中「学科」の次に「、当該学校が行う教育」を加え、同条中「特殊教育学校の部・科、学科」を「特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育」に、「熊本県立特殊教育学校の部・科、学科及び修業年限に関する規則」を「熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則」に改め、同条第2項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第5条及び第6条第4項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第10条第1項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領、盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領又は幼稚部教育要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は特別支援学校高等部学習指導要領」に改める。

第10条の2第1項中「知的障害者を教育する養護学校」を「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第10条の3中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第12条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第12条の2の見出し中「盲者」を「視覚障害者」に改め、同条第1項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に、「盲者」を「視覚障害者」に改め、同条第2項中「盲者」を「視覚障害者」に改める。

第12条の3第1項、第16条第1項、第21条の2及び第26条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第3号様式中「平成」及び「(盲・聾・養護)」を削り、「盲学校等」を「特別支援学校」に、「下記」を「、下記」に、「通知する」を「通知します」に、「児童・生徒」を「児童(生徒)」に改める。

第4号様式中「平成」を削り、「(盲・聾・養護)学校」を「特別支援学校」に、「入学について」を「入学については」に、「児童・生徒」を「児童(生徒)」に改める。

第5号様式中「平成」及び「(盲・聾・養護)」を削り、「盲者・聾者」を「視覚障害者・聴覚障害者」に、「児童・生徒」を「児童(生徒)」に改める。

第5号様式の2中「平成」及び「(盲・聾・養護)」を削る。

第6号様式中「平成」を削り、「盲者・聾者」を「視覚障害者・聴覚障害者」に、「児童・生徒」を「児童(生徒)」に、「(盲・聾・養護)学校」を「特別支援学校」に改める。

第7号様式中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月19日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第10号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「使用許可願書」を「使用許可申請書」に改める。

第4条中「または」を「又は」に改める。

第6条中「および」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「復帰するか、または、それに」を「復帰し、又はそれに」に改める。

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式)

県立学校体育施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住所
氏 名

印

下記により使用を許可くださるよう申請します。

記

使用団体名			
使用目的 及び人員			
使用期間 使用時間	年 月 日から	年 月 日まで (日間)	
	時 分から	時 分まで (時間)	
使用施設名 及び単位	学校	※ 使用料金	
摘 要			
連絡責任者			

(備考)

- ※欄は申請者では記入しないでください。
- 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

第 2 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「および」を「及び」に改める。
第 3 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「㊦」を「印」に、「および」を「及び」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立学校体育施設の使用に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 8 号

熊本武道館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本武道館条例施行規則（昭和 46 年熊本県教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

- 第 8 条中「行なう」を「行う」に改める。
第 10 条中「又は乱す」を「、又は乱す」に改める。
別記第 3 号様式を次のとおり改める。

別記第 3 号様式 (第 2 条関係)

武 道 館 使 用 券

(1) 普通券

表

6cm

No. _____
年 月 日

○
() 使 用 券
¥ _____

熊 本 武 道 館

裏

4cm

御 注 意

- 1 この券は当日 1 回限り有効です。
- 2 この券は入館するとき受付へ提出してください。
- 3 入館者心得及び係員の指示を必ず守ってください。
- 4 使用中の事故については責任をもちませんので、注意して使用してください。

(注)

1 ○欄の表示は、次のとおりとする。

(1) 中学生以下の生徒・児童及び幼児については.....

中学生
以下

(2) 高等学校及び大学の生徒・学生若しくはこれらに準ずる者.....

大学生
高校生

(3) (1) 及び (2) 以外の者.....

一般

2 () 欄には、施設別の名称を記入する。

3 用紙の地色は、次のとおりとする。

(1) 柔道場.....黄 色

(2) 剣道場.....空 色

(3) 小道場.....緑 色

(3) 定期使用券

表
8cm

6cm

○

No. _____

(_____) 定期使用券

¥ _____

年 月 日まで

住 所

氏 名

発行年月日

(歳)

熊 本 武 道 館

裏

御 注 意

- 1 この定期券は、記名者以外は使用できません。
- 2 入館するときは係員にこの券を提示してください。
- 3 入館者心得及び係員の指示を必ず守ってください。
- 4 この券の再発行はしません。
- 5 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは、直ちにお返してください。
- 6 この券は、武道館が貸切りで使用されているときは、使用できません。
- 7 使用中の事故については責任をもちませんので、注意して使用してください。

(注)

1 }
 2 } (1) 普通券と同じ
 3 }

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本武道館条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

青少年教育キャンプ用具貸出規則を廃止する規則をここに公布する。
平成19年3月19日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第9号

青少年教育キャンプ用具貸出規則を廃止する規則
青少年教育キャンプ用具貸出規則（昭和31年熊本県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。